



平成18年 6月 7日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社  
代表者名 取締役社長 山口 紀夫  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石  
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年6月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、株主様が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条第3項を新設するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、会計監査人の設置について、定款に規定することとなりましたので、「第6章 会計監査人」第41条から第44条を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、取締役および監査役の会社に対する責任に一定の限度を設け、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、取締役の責任免除に関する第29条の規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主の皆様へ提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (5) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主の皆様への周知を図るため、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)にもとづき、第16条(議決権の代理行使)を新設し、代理人の員数を明確に規定するものであります。
- (6) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略できるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、第25条(取締役会の決議方法等)の第2項を新設するものであります。

その他、「会社法」(平成17年法律第86条)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87条)が平成18年5月1日に施行されことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文・条数の変更などの所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成18年6月29日  
定款一部変更の効力発生予定日 平成18年6月29日

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ~ 第3条 (条文省略)	第1条 ~ 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 本会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 本会社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株式	第2章 株式
(株式の総数及び新株引受権の付与)	(発行可能株式総数)
第5条 本会社の発行する株式の総数は32,660万株とする。 2.本会社は、取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権を付与することができる。	第5条 本会社の発行可能株式総数は、32,660万株とする。 (削除)
(自己株式の買受け)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。	第6条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。
(空白)	(株券の発行)
第7条	第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
第8条 本会社の1単元の株式の数は1,000株とする。 2.本会社は1単元未満の株券について発行しない。	第8条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 2.本会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 3.本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(新設)	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(株券の種類)	(削除)
第9条 本会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。	

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)  第10条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人において取扱い、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)  第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)  第11条 株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱で定款に定めのない事項及びそれらの手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)  第10条 本会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(住所、氏名及び印鑑の届出)  第12条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)及び登録質権者又はその法定代理人は住所、氏名及び印鑑を本会社の株式取扱規則に従い届け出なければならない。  前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出なければならない。  前2項に定める届出事項に変更を生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。  前各項の届出をなさないために生じた損害については、本会社はその責めに任じない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(基準日)  第13条 本会社は毎決算期における最終の株主名簿に記載されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載されている株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)  第14条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)  第11条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位によって他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位によって他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主又はその法定代理人は本会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第19条 本会社に取締役8名以内を置く。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2.会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2.株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任は累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第21条 <u>本公司は取締役会を置く。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議によって取締役社長及び常務取締役若干名を定めその他必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役を定めることができる。</u> <u>会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位によって他の取締役がこれを招集する。</u> <u>取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発する。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 取締役会の議長は、<u>取締役会長又は取締役社長がこれに当たり、取締役会長又は取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順位によって他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議によって<u>これを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第27条 本会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 本会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は株主総会においてこれを選任する。監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集) 第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第41条 本会社は、会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第33条 執行役員は、取締役会において選任する。</p> <p>2. 執行役員は取締役の決定した業務の執行を行う。</p> <p>3. 取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督しなければならない。</p> <p>4. 執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第45条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第34条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は毎決算期における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第47条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第36条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第48条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(転換社債の転換と配当金)</p> <p>第37条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までをそれぞれ営業年度とみなし、転換請求がなされた日の属する営業年度の初めに転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。利益配当金及び中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上